

個人市・県民税の 公的年金からの特別徴収制度が始まります

地方税法の改正により、個人の市・県民税を公的年金から特別徴収（年金からのお支払い）により納付いただく制度が創設されました。

これにより、今まで納付書や口座振替により納めていただいていた、公的年金所得にかかる個人の市・県民税については、平成21年10月から公的年金からの特別徴収により納付いただくこととなります。

制度の概要

◆対象となる人

市・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等を受給された方で、当該年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方

ただし、次に該当される場合は対象になりません。

- ・老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
- ・所得税、介護保険料、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を差し引いた後の年金支払額が、特別徴収される市・県民税の額に満たない場合
- ・介護保険法に規定する特別徴収対象被保険者に該当しない場合

◆対象となる年金

老齢基礎年金等

◆対象税額

公的年金等所得に係る市・県民税の所得割額および均等割額
※給与所得等の年金所得以外の所得分は対象外です。

◆実施時期

平成21年10月受給分から

◆特別徴収方法

①特別徴収を開始する年度と、②前年に引き続いて特別徴収を継続する年度で異なります。

①特別徴収を開始する年度

- ・対象税額（年額）の2分の1に相当する額を、年金支払月となる10月、12月、2月の3回（1回あたりは年税額の6分の1相当額）で特別徴収します。
- ・残りの2分の1に相当する額は、普通徴収（納付書や口座振替）により、6月と8月の2回に分けて納付していただく事になります。

徴収方法	普通徴収 (納付書/口座振替)		特別徴収 (年金からのお支払い)		
	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月	12月	2月
支払月	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月	12月	2月
税額	年税額の				
	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

例) 公的年金等に係る所得割額と均等割額の合計額が12万円の場合

徴収方法	普通徴収 (納付書/口座振替)		特別徴収 (年金からのお支払い)		
	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月	12月	2月
支払月	6月 (第1期)	8月 (第2期)	10月	12月	2月
税額	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000

この年度の本徴収額が翌年度の仮徴収額となります。

②前年に引き続いて特別徴収を継続する年度

- ・上半期の年金支払月（4月・6月・8月）については、「仮徴収」として前年度の下半期の特別徴収税額の3分の1ずつの額を特別徴収します。
- ・下半期の年金支払月（10月・12月・2月）は、対象税額（年額）から仮徴収の合計額を差し引き、残りの額の3分の1ずつの額を特別徴収します。（本徴収）

徴収方法	特別徴収（年金からのお支払い）					
	仮徴収			本徴収		
支払月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度下半期に徴収した税額 (10月、12月、2月)の			年税額から仮徴収額を 控除した額の		
	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3

例) 公的年金等に係る所得割額と均等割額の合計額が10万8千円の場合

徴収方法	特別徴収（年金からのお支払い）					
	仮徴収			本徴収		
支払月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	20,000	20,000	20,000	16,000	16,000	16,000

Q 年金から天引きするかどうかは、本人の希望で選択できるの？

A ご本人の希望による徴収方法の選択は認められておりません。地方税法により、「公的年金等所得に係る個人住民税は、年金から特別徴収の方法により徴収する」とされており、対象となる方は全員特別徴収となります。



長年の功績・功労に 栄えある受章

第11回危険業務従事者叙勲

危険業務従事者叙勲は、警察官、自衛官、消防職員など著しく危険性の高い業務に励み、功績を表彰する叙勲です。

市内では3人の方が受章されました。おめでとうございます。（行政課）

〈受章者〉（順不同）

《瑞宝双光章》（防衛功労）

元1等陸尉

亀尾 寛二さん

《瑞宝単光章》（防衛功労）

元3等陸尉

窪喜 宗治さん

元3等陸尉

福田 博實さん

行政課

☎(05)80000

体育・スポーツ振興に 尽力

全国体育指導委員連合 30年勤続体育指導委員表彰

三田村喜芳さん

平成20年3月までの30年間、体育指導委員として地域の体育振興のため活躍されてきた三田村喜芳さん（今津町福岡）。11月27日に千葉県で開催された全国大会で平成20年度全国体育指導委員連合30年勤続体育指導委員表彰を受けられました。



全国体育指導委員連合 優良団体表彰

高島市体育指導委員協議会

高島市体育指導委員協議会は、45人の体育指導委員による組織で、市の事業であるマラソン大会、トライアスロンの運営に活躍され、また、各地域の運動会、球技大会等の企画、立案、運営と市民の体力向上ならびにスポーツ振興に合併前の旧町村時代からの長年にわたる功績が高く評価され、今回の受賞となりました。

☎市民スポーツ課
(05)4459



チャレンジ! 省エネ 賭作戦

毎日の生活の中で節電などの省エネを心がけることは、地球にやさしく家計を助けることにもなります。
このコーナーでは家庭で簡単にできる省エネを紹介します。

簡単にできる省エネリフォームあれこれ(窓編)

断熱・遮熱は大きな工事を行わなくてもできます。例えば窓のガラスやサッシを交換したり、オーニング(日よけ、雨よけ)で日差しをカットしたり、天井裏や床の断熱工事は、比較的容易に日常の暮らしの中でもできます。今回は、省エネリフォームなど賢いリフォームに役立つ情報を紹介します。

夏は日差しをカット、冬は冷気を解消し、結露を防止しましょう!

- 方法① ガラスを交換する**
1枚ガラスから断熱性の高い複層あるいは真空ガラスに替える。
- 方法② サッシを取り換える**
アルミサッシよりも断熱性能が高い木製や樹脂製のサッシに取り替える。
- 方法③ 今の窓はそのままに「内窓」を付ける。**
内窓も手軽に行える省エネリフォームです。

◆出典 かしいリフォームガイド実例編
(財団法人/省エネルギーセンター)

〜心温まる省エネ〜
家族みんなであつたか〜い鍋を囲むのも省エネ! 身も心も温かくなるのではないのでしょうか?



(環境政策課)